

階上町広告掲載事業実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、階上町が所有又は発行する各種の広告媒体（以下「広告媒体」という。）に民間企業等の広告を掲載し、町の新たな財源の確保を図ることを目的とする。

(広告媒体)

第 2 条 広告を掲載することができる広告媒体は、次のとおりとする。

- (1) 広報はしかみ
- (2) 窓付封筒
- (3) ポスター・チラシ・リーフレット
- (4) 階上町ホームページ
- (5) その他町の財産で広告媒体として活用できる資産で町長が定めるもの

(広告掲載の範囲)

第 3 条 広告掲載は、町の事務又は事業に支障を及ぼさず、かつ、その用途又は目的を妨げない範囲内で行うものとする。

2 広告掲載に関する基準は、町長が別に定める。

(広告の位置、規格、広告掲載期間及び広告料)

第 4 条 広告の掲載位置、規格、広告掲載期間及び広告料は、別表のとおりとする。

(掲載の申込み)

第 5 条 広告掲載の申込みは、その都度広告を掲載する広告媒体ごとに階上町の広報誌、公式ホームページ等に掲載し、募集するものとする。

2 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、階上町広告掲載申込書（様式第 1 号。以下「申込書」という。）に掲載しようとする原稿を添えて指定された日までに町長に提出しなければならない。

(掲載の決定)

第 6 条 町長は、前条第 2 項に規定する申込書の提出を受けたときは、速やかに広告掲載の可否を決定するものとする。

2 前項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、階上町広告掲載決定通知書（様式第 2 号。以下「決定通知書」という。）により申込者にその結果を通知しなければならない。

(掲載の取消し)

第 7 条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、広告主への催告等を行わずに広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかった場合。
- (2) 指定する期日までに掲載する広告図案の提出がないとき。
- (3) 広告主が町の信用を失墜し、事務を妨害又は停滞させるような行為を行ったとき。
- (4) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (5) 広告主の倒産、破産により広告を掲載する必要がなくなったとき。
- (6) 広告主が書面により、掲載取下げを申し出たとき。
- (7) 町政遂行上、やむを得ない事由が生じたとき。

(広告料の納入方法)

第 8 条 広告掲載を決定した者には、第 6 条第 2 項に規定する決定通知書と併せて階上町財務規則（昭和 61 年階上町規則第 19 条）第 40 条第 1 項に定める納入通知書を送付するものとする。

- 2 広告料の納入を確認した後でなければ広告を掲載することができない。
- 3 納入された広告料は返還しない。ただし、広告掲載事業者の責によらない理由によって広告が掲載されなかったときは、この限りではない。

(広告主の責務)

第 9 条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 第 3 者から、広告に関連して苦情の申立て又は損害賠償の請求等がなされた場合は、広告主は、その責任及び負担において解決しなければならないものとする。
- 3 広告主は、第 7 条第 1 号から第 6 号までの事由による広告掲載の決定の取消しにより、階上町に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(所掌事務)

第 10 条 広告掲載の募集、申込みの受付、広告掲載可否の決定、広告料の収納及び広告の掲載については広告媒体を所管する課等において行う。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に必要な事項は別に定める。

附 則

(施行規則)

- 1 この要綱は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行日及び施行日以前に広報はしかみに掲載する広告取扱要綱(平成 4 年階上町要綱第 1 号)第 4 条の規定により広告掲載の決定がなされているものについては、第 5 条の規定による広告の申込み及び第 6 条の規定による広告掲載の決定があったものとみなす。

(広報はしかみに掲載する広告取扱要綱の廃止)

- 3 広報はしかみに掲載する広告取扱要綱(平成 4 年階上町要綱第 1 号)は、廃止する。

別表 (第 4 条関係)

種類	位置	規格	広告掲載の期間	広告料	掲載数	適用
広報はしかみ	表紙を除く町長が指定するページの最下段	1号広告 縦 5cm × 横 18cm 程度 黒 1 色刷	月号単位	1 回につき 10,000 円	1 広告主に つき 1 号に 1 回まで 最大 12 か 月間掲載 可能 ※ただし、 年度を超 えて申込 むことは できない。 広告の掲 載ページ 数は、広 報誌 1 号 あたり 5 ページ以 内とする。	左記広告 料には消 費税法(昭 和 63 年法 律第 108 号)に規定 する消費 税及び地 方税法(昭 和 25 年法 律第 226 号)に規定 する地方 消費税が 加算され る。
		2号広告 縦 5cm × 横 9cm 程 度 黒 1 色刷		1 回につき 5,000 円		
窓付封筒	裏面	その都度 定める	印刷し、町 が使用を 終えるま での期間	その都度 定める	募集時に 町長が指 定する枚 数	
ポスター・ チラシ・リ ーフレッ ト	その都度 定める	その都度 定める	印刷し、町 が使用を 終えるま での期間	その都度 定める	募集時に 町長が指 定する枚 数・部数	

階上町ホームページ	トップページの側	60ピクセル×150ピクセル GIF（アニメーション可）、 JPEG、 PNG形式の画像で 10KB以内	1か月単位とし、最大 12か月	月額 5,000円	1広告主につき1枠 最大12か月間掲載可能 ※ただし、年度を超えて申込み することはできない。
その他	その都度定める	その都度定める	その都度定める	その都度定める	募集時に町長が定める。

様式第1号（第5条関係）

[別紙参照]

様式第2号（第6条関係）

[別紙参照]